

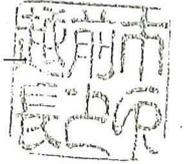


越前市告示第129号

令和6年12月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月20日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和6年11月27日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 66 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
とおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の方限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例 (平成 1 7 年
越前市条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市職員の給与に関する条例 (平成 1 7 年越前市条例第 5 1 号) の一
部を次のように改正する。

第 3 0 条第 3 号及び第 4 号並びに第 3 1 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 越前市職員の退職手当に関する条例 (平成 1 7 年越前市条例第 5 4 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 2 1 条の見出し及び同条第 1 項
第 1 号、第 2 2 条第 1 項第 1 号並びに第 2 4 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁
刑」に改める。

(越前市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第 4 条 越前市ラブホテル建築規制条例 (平成 1 7 年越前市条例第 9 0 号) の一

部を次のように改正する。

第14条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例第31条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の越前市職員の退職手当に関する条例第20条第1項及び第5項、第21条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第24条第4項並びに越前市職員の退職手当に関する条例第24条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 67 号

越前市公告式条例の一部改正について

越前市公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 27 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市公告式条例の一部を改正する条例

越前市公告式条例（平成 17 年越前市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「(規則又は規程の公表)」に改め、同条第 1 項中「規則を除くほか、市長が定める」を「市長が定める規則又は」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、「前項の」の次に「規則又は」を加え、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「その他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するもの」を削り、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「議長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会を除く」を「市長以外の」に改め、「定める」の次に「規則又は」を加え、「要するもの」の次に「(議会の会議規則及び会議の傍聴に関する規則並びに教育委員会の定める規則及び規程を除く。)」を加え、「「当該機関名」」を「「当該機関名」と、」に改め、同条を第 4 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 6 8 号

越前市職員の給与に関する条例及び越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例及び越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の給与に関する条例及び越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の給与に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 8 条中「その額を」を「その額を、」に、「乗じたもの」を「乗じた時間から次に掲げる日数の合計に 7 時間 4 5 分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、7 時間 4 5 分に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)を乗じて得た時間を減じた時間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)
- (2) 勤務時間条例第 1 0 条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越前市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第16条中「乗じたもの」を「乗じた時間から次に掲げる日数の合計にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じた時間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）
- (2) 勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）

第25条第1項第1号中「乗じて得た額を」を「乗じ、その額を」に、「乗じたもの」を「乗じた時間から次に掲げる日数の合計に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じた時間」に改め、同号に次のように加える。

- ア 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）
- イ 勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第 69 号

越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

越前市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

越前市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年越前市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第70号

越前市公民館使用条例の一部改正について

越前市公民館使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

越前市長 山田 賢一

越前市公民館使用条例の一部を改正する条例

越前市公民館使用条例（平成17年越前市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 施設使用料

部屋の種類	部屋の面積区分 (1部屋当たり)	基本使用料 (1時間当たり)
講義室、図書室、 研修室、会議室、 談話室、多目的室、 音楽室、ロビー、 料理教室、和室、 講堂、ホール、 スポーツルーム	25㎡未満	50円
	25㎡以上50㎡未満	100円
	50㎡以上75㎡未満	150円
	75㎡以上100㎡未満	200円
	100㎡以上125㎡未満	250円
	125㎡以上150㎡未満	300円
	150㎡以上175㎡未満	350円
	175㎡以上200㎡未満	400円
200㎡以上	450円に部屋の面積が200㎡から25㎡増加するごとに50円ずつ加算した額	

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。
- 4 越前市岡本公民館及び越前市服間公民館を除く。

2 冷暖房使用料

部屋の種類	部屋の面積 区分 (1部屋当たり)	基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
講義室、図書室、 研修室、会議室、 談話室、多目的室、 音楽室、ロビー、 料理教室、和室、 講堂、ホール、 スポーツルーム	25㎡未満	100円	500円	3,000円
	25㎡以上 50㎡未満	200円	1,000円	6,000円
	50㎡以上 200㎡未 満	300円	1,500円	9,000円
	200㎡以 上	500円	2,500円	15,000円

備考

- 1 同一月又は同一年度において、複数の部屋を使用する場合の冷暖房の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋のうち最も広い面積の部屋の面積区分による月額又は年額とする。
- 2 越前市岡本公民館及び越前市服間公民館を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の越前市公民館使用条例（以下「新条例」という。）の使用料に関する規定は、令和7年4月1日以後の新条例に規定する使用について適用し、同年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。

3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 7 1 号

福井県市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、福井県市町総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

越前市長 山 田 賢 一

福井県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

福井県市町総合事務組合同規約（平成 1 9 年福井県指令市第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第78号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について
越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月10日提出

越前市長 山田 賢一

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 越前市職員の給与に関する条例(平成17年越前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第32条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職員の 区分	級号給	給料月額 (単位:円)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
再任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000

短時間 勤務職 員以外 の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700

31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	

59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			

87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						

	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料は」を「給料は、」に、「管理職手当」を「、管理職手当」に改め、「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

第13条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定そ

の他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地のほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第16条第2項第1号中「(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、運賃等相当額と5万5,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)との差額の2分の1を5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額)」を削り、同項第3号中「交通機

関等」を「交通機関」に、「運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額と5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1を当該5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額）」を「前2号に定める額」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人であって規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに一般職給料表の適用を受ける職員となったこと」に改める。

第18条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第26条第1項中「休日等に勤務した」を「休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第27条の見出し中「特定職員」を「特定の職員」に改め、同条第2項中「第13条から第15条まで」を「第13条、第14条」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第13条から第15条まで及び第17条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第28条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改め、同条第5項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第6項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第32条第2項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第35条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	級号給	給料月額 (単位：円)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短時間	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800

勤務職
員以外
の職員

4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	

32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					

88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						

	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越前市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第8条中「及び第14条」を削り、同条ただし書中「第13条第2項第2号」を「第13条第2項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第8条の2 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第16条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

(公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例(平成17年越前市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条から第8条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定(越前市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定に限る。)による改正後の越前市職員の給与に関する条例の規定は令和6年4月1日から、同条の規定(越前市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定を除く。)による改正後の越前市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例(次条において「第3条改正後市長等給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の教育長の給与及

び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例（次条において「第5条改正後教育長給与条例」という。）の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第3条 第1条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）、第3条改正後市長等給与条例又は第5条改正後教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の越前市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後市長等給与条例又は第5条改正後教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（給与の改定に伴う経過措置）

第4条 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日の属する月の前月の末日までの期間に退職し、又は死亡した職員の在職期間中の給与については、第1条改正後給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（号給の切替え）

第5条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において越前市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第6条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（規則への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第5条関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		

70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					

98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 8 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 橋本 弥登志

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年越前市
条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改め
る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日
から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用
する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の議会の
議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期

末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。